

秦野市景観形成基本計画案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和5年2月15日（水）から同年3月14日（火）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

3 構想案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) まちづくり計画課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 景観形成基本計画とは	2		2			
第2章 秦野の景観の特徴	7	2	1		3	1
第3章 景観まちづくりの基本理念	1					1
第4章 景観まちづくりの基本目標						
第5章 景観まちづくりの基本方針	15	4	3	6		2
第6章 景観まちづくりの実現化方策	3		1	2		
計	28	6	7	8	3	4

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：構想に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

秦野市景観形成基本計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	第1章	秦野市景観形成基本計画（案）は、「秦野市総合計画（はだの2030プラン）基本構想【令和3年度～令和12年度】基本計画【令和3年度～令和7年度】」を受け、改定をした旨の記述がない。2頁（2）計画の目的・役割の表図で説明しているように、計画（当然実行の在る物でなければならないが）、マスタープランの改定が行われたことによる作業であることを、知らせることが必要と考える。	B	本計画の第1章1-1計画の目的(1)計画改定の背景に示すとおり、いただいた御意見の趣旨は反映されているものと考えております。
2	第1章	避けて通ることのできない、SDGs（持続可能な開発目標）の理念が欠落している。 少なくとも 11.住み続けられるまちづくりを 11.4 12.つくる責任、つかう責任 12.4, 12.5 14.海の豊かさを守ろう 14.1, 14.4 15.陸の豊かさを守ろう 15.1, 15.2, 15.4, 15.5 これらを考慮した計画が絶対に必要であるとする。	B	本計画には具体的に記載はありませんが、上位計画である都市マスタープランに示すSDGsの理念を踏まえて策定しています。
3	第2章	4頁 イ 土地利用 盆地の中央部は、～ 駅を中心とした商店街 → 秦野駅に関しては、若干当てはまらない。記述を変えたほうが良いと思うが、当方に妙案の持ち合わせなし。	A	いただいたご意見を参考に「市街地は、生活の拠点となる小田急線4駅を中心に商業地、住宅地が広がっており、市街地の西側には工業地も形成されています。（市街化区域）」に修正しました。
4	第2章	5頁 景観の景観構成要素と特性 の表中 秦野盆地景観の 景観地域の特長 大山参詣 ～ 、波多野氏に関わる史跡 の後に 源実朝公に関わる史跡 を追加してはどうか。	A	いただいたご意見を参考に「波多野氏や源実朝公に関わる史跡など」に修正しました。
5	第2章	6頁 景観の骨格となる要素 の表中 核線の景観特性 富士山、秦野盆地、相模平野～ → 秦野盆地、富士山、の順にしてはどうか。	D	表丹沢からの眺望として最初に視界に入るものが富士山と考えるため、そのままの表現とします。
6	第2章	9頁 (2) 里山・田園景観 大部分の農地は、～ 生産緑地などが存在しています。 → 点在 にした。 点在にすることで、緑地の広がりを感じると考える。	D	いただいたご意見のとおり点在は緑地の広がりを感じさせる表現ではありませんが、地域の生産緑地すべてに該当する表現ではないため、そのままの表現とします。
7	第2章	10頁 (4) 歴史・文化の景観 軽便鉄道（湘南軽便鉄道）を追加してはどうか。 鉄道によって盆地外とは、近代化が始まったころからアクセスをしていた事を強調したい。22頁では ～交通に発展～ の件がある。	D	ご意見のとおり、軽便鉄道は本市の産業発展を支えた大きな要因の一つですが、当時の姿を今に伝える建造物等が残されていないため、景観資源の頁には掲載しないこととします。
8	第2章	12頁 ⑤道路の景観 道路沿いに設置された、一部のごみ集積所には放置されたごみが散在していることを散見するが、街の景観上看過できない。この対策をどのように考えているのか、住民のモラルだけでは済まされないと考える。	E	本計画第5章景観まちづくりの基本方針の5-6生活美観による景観まちづくりのページに身の回りの取組みの一つとして「ごみの収集ルールを守る」ことを記載しており、ごみ収集場所の管理は地域が担っております。いただいたご意見は関連部署に情報提供いたします。
9	第2章	遠くから見る緑はきれいに見えても、実際に中に入ると管理されていない場所もある。景観の遠近というところを整理して、両面から景観をとらえることが重要である。	B	本計画の第1章1-1計画の目的(3)景観のまとまりのページに示すとおり、遠景、中景、近景のように分類し、多面的に景観をとらえています。
10	第3章	景観とは「①けしき。ながめ。また、その美しさ ②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま。」（広辞苑より）とあります。基本理念は、上記の内容を反映されているということでしょうか。	E	言葉の定義として、一般的なとらえ方と相違ありません。
11	第5章	17頁 5-1.山並み景観 秦野の景観を最も特徴付けるものであることは間違いないと考える。 【施策の方向】の (1)は日常的景観を、(2)は非日常的景観と考え、以下私見を述べる。 (1) 日常的景観 市街地から山並みを見るには、建物が①込みすぎ、②高すぎて、日常的に山並みを楽しむことはできないのが現状である。30～50年先を見据えた（高層建造物の建て替えを考え）街並みの景観を考える良い機会と思う。 “景観は身近にある”をコンセプトに、少子高齢化による人口の減少、空き家問題、交通手段の多様化等を考え、 a. 市街地の戸建て住宅地を面積を広げ、二階建て以下とし、隣家との空間を設ける。 b. 集合住宅については、三階までとし、屋上には緑地の設置を義務付ける。 c. 道路には市道であっても3m幅程度の歩道を付ける（高齢者の交通手段として、電動車椅子タイプの車輛が普及することを見込み）。 一例を挙げたが、このような対策をすることで、家々の間や道路の先には、秦野の自慢である山並みが垣間見られ、昭和30年時代の秦野の原風景が戻ることとなり、古き良き時代の街並みとなり、観光資源にもなると考える。 (2) 非日常的景観 「展望ポイント」は登山やハイキングの来秦者へ秦野を紹介でき、また市民のレクリエーション活動で、近くの山を知るきっかけを作る場所になると考える。	E	展望ポイントなどの景観まちづくり制度の効果的な活用について今後検討を進めてまいります。

秦野市景観形成基本計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
12	第5章	<p>(3) の四季の変化を感じられる山並みを維持していきます。 この記述には、以下の点で疑問を感じる。 ① 林の中に竹が繁茂し、竹林化（日本の林全体に言えること）している場所が非常に多い。 ② 林の手入れがなされず、林床が健全な状態を保てず、土壌が露出し土砂を保持できない箇所が多い。 ③ 山並みを形成するのは樹木だけではなく、林床が正しく保たれていなければ、健康な樹木は育たない。 ④ 山の樹木は「水辺景観」に繋がる、秦野のきれいな水を確保する、大切な場所である。 等々から、①の対策として、厄介な竹を利用したまちづくりを、取り上げることを提案したい。 一例として、秦野産の竹を使った、抗菌建材、抗菌原材料、物差し（今はほとんど目にしなくなった）や竹細工等によるまちおこし。 以上を踏まえて ○天然林、人工林がもたらす山並み景観の魅力を知り・啓発していきます。 一天然林、人工林がもたらす山並み景観を本来の魅力に戻し、周知・啓発していきます。</p>	C	<p>いただいた御意見を関連部署に情報提供するとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>
13	第5章	<p>20頁 5-3.水辺景観 20頁目 親水護岸 について、水辺景観は水が主役ではなく そこに生息する水生生物が主役でなければ、意味がないと考える。 そこで 27頁目との整合性を取るため 親水護岸の維持 → 水生生物の生息を考慮しつつ水に親しめる護岸の維持～ にしてはどうか。</p>	B	<p>第5章景観まちづくりの基本方針5-3水辺景観の「水辺景観」との触れ合いの場である親水護岸の維持に努めていきます。の記載については【施策の方向】(2)「水辺の生態系を保全しています。」に含むものと考えておりますので、そのままの表現とさせていただきます。</p>
14	第5章	<p>24頁 5-5 街の景観 【施策の方向】道路について 安全で快適な親しみのある道路空間を創っていきます。では非常に抽象的すぎ、計画としては逃げ道が多すぎる。12頁⑤道路の景観では、街路樹について触れているが、基本方針の件になると記述が見当たらない。 既に前述してあるが、ごみ集積場所のごみの散乱、歩道の拡幅に加えて、街路樹の記述を加えたい。 秦野市のまちづくり基本理念及び都市像では、従来の「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」から「水とみどりに育まれた誰もが輝く暮らし良い都市（まち）」と、43年ぶりに改訂された。 街の景観の中に樹木の文字が無いが、「うるおい」「やすらぎ」の文言をもって樹木が含まれている事と理解するには、個人差が出ると考える。 都市像で言う「みどり」とは、秦野を取り囲む里山や奥山の樹木を言っているのではなく、街中に緑を増やそうと言っているかと解釈する。 だとしたら、民有地への樹木による緑化対策も必要だが、行政としては公共施設への植樹は当然とし、私は街路樹の整備を提案したい。 街路樹整備の提案理由 秦野には「はだの桜道」やはだの歴史博物館横のケヤキ並木など、自慢できる街路樹がある一方で、市役所前の市道（市道6号）、文化会館横の市道（市道14号）の街路樹の貧弱さは、街の景観を台無しにしている。 「秦野の街路樹は、街から里山へ、里山から街への緑の回廊」をコンセプトに、グリーンベルトで里山と街を繋ぐ街路樹の整備とした。 整備準備として（1～6について重複箇所がありますが、時間がなく書き流しになっていきます事ご容赦） 1. 秦野に合う樹木の選定。選定基準は、園芸種を除く丹沢山系在来種ないしは、日本古来種。 2. 街路樹の樹形について 樹種の特性を把握し、樹高と枝振りを決め、剪定時期を決める。 3. 街路樹に役割路決める 花を見せたい、木陰を作りたい、香りを楽しみたいなど、道路の用途に合わせた役割と、樹種の選定。 4. 道路毎に特徴ある樹種を選定し、季節毎に木々の移ろいを楽しめるようにする。 結果として、観光資源になる。 5. 樹種は、目的によって常緑樹、落葉樹を決め、樹間には花や実のなる樹木を選定、里山から小動物を呼び込む仕掛けとする。 6. 街路樹がその沿線にある家庭庭園の借景の役割を持つようになったら、愉快愉快。 7. 責任ある施工業者の選定と、長期契約（樹形創り、必要に応じた消毒などの手入れ）が必要。 意見として、 ① 市道16号のイチヨウ並木のみっともなさ、まるで大木が突っ立っているだけで、景観の体を成していない。市の顔である市役所通りで、秦野市の景観づくりの姿勢を見せるべきである。 ② 市道14号の樹木（樹種不明）は、形跡はあるが、いい加減な剪定（はっきり言えます）で、街路樹の体を成していない。剪定をやくざ業者（見積優先、経験不問）に発注した結果である。責任ある業者に仕事を任すべきであり、仕事途中のチェックと完了時の確認（必ず現地で、写真や書類は以ての外）が肝要。 以上を踏まえて、【背景の方向】道路については、安全で快適な親しみのある道路空間を創っていきます。 → みどり豊かな安全で快適な道路空間を創っていきます。にしてはどうか。</p>	A	<p>いただいたご意見を参考に本計画第5章景観まちづくりの基本方針5-5街の景観に「街路樹や公園緑地など、まちなかにある緑の適切な維持管理に努めていきます。」を追記しました。</p>
15	第5章	<p>目標を見ると、やりたいことは分かりますが具体的な施策が見当たらない。街の家並みの色や外観、ビルなどの規制など具体的に示し、実行し続けるべきではないでしょうか。</p>	C	<p>本計画は個性あふれる秦野の景観を守り、育て、創り、活用し、次の世代へ伝えていくための総合的、計画的な指針として策定したものです。ふるさと秦野生活美観計画は本計画の考えを具現化するものとして、景観施策の推進のために必要な事項を定めています。ふるさと秦野生活美観計画には建築物の色や外観の基準等を踏まえて、適切な景観形成に努めていきます。</p>

秦野市景観形成基本計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	計画面 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
16	第5章	小田急線4駅周辺などでは、地元で意見を聴きながら、目指すまち並みの合意形成が必要ではないか。	C	小田急4駅周辺のにぎわい創造の取組み等の機会を捉え、まち並みの合意形成を図ってまいります。
17	第5章	街の現状把握をしっかりとすうえで、4駅の特徴を生かした景観づくりをしてもらいたい。	C	小田急4駅周辺のにぎわい創造の取組み等の機会を捉え、適切な景観形成に努めてまいります。
18	第5章	来街者に秦野の水の良さをアピールしてもらいたい。	B	第5章景観まちづくりの基本方針5-3水辺景観に示すとおり、湧水の活用や水辺景観の魅力を周知していきます。
19	第5章	秦野の特徴は盆地でみどり豊かだと思うが、住宅の中におけるみどりあり方などは、みどりの基本計画等の整合をしっかりと図ってもらいたい。	A	いただいたご意見を参考に本計画第5章景観まちづくりの基本方針5-5街の景観に「街路樹や公園緑地など、まちなかにある緑の適切な維持管理に努めていきます。」を追記しました。みどりの基本計画は重要な関連計画であるため、関連部署と連携して整合を図りながら景観施策を推進していきます。
20	第5章	街の景観の方針は「地域の特徴を生かし、周辺環境と調和のとれた景観まちづくり」だが、野外彫刻は街の特徴を反映したものなのか。	E	野外彫刻は公共施設等の整備にあわせ、設置場所の周辺環境も踏まえて、彫刻展等で審査されたものが設置されています。
21	第5章	渋沢丘陵でハイキングをする人が増えているため、この機会を逃さずしっかりと魅力を発信し、まちなかへ誘導してもらいたい。	C	いただいた御意見を参考に、良好な景観の保全形成により、本市の魅力発信に努めます。
22	第5章	景観に影響を及ぼす電線類の地中化を進めてもらいたい。	A	本計画第5章景観まちづくりの基本方針5-5街の景観に「幹線道路や駅周辺などでは、電線類の地中化を進めていきます。」を追記しました。
23	第5章	商店街では、シャッターに絵を描く取組みがあるが、普段と違った見せ方も含めて魅力アップに努めてもらいたい。	C	いただいたご意見を参考に、さまざまな分野の魅力発信に努めていきます。
24	第5章	秦野の特徴のひとつに水無川があるが、飛び石や魚道が壊れていたりする場所もあると思うので、適切な維持管理により魅力の発信に努めてもらいたい。	B	第5章景観まちづくりの基本方針5-3水辺景観に示すとおり親水護岸の維持管理に努めます。
25	第5章	イルミネーションは、その周辺環境により評価は様々だと思うので、景観上の取扱いを整理してもらいたい。	A	いただいたご意見を参考に、街の景観に「照明の場所や明るさなどに配慮し、適切な夜間景観を演出します。」を追記しました。
26	第6章	秦野市をどう創ろうとしているのか、具体的な全体像が私には見えてきませんでした。短期、中期、長期なのか全く不明な点が多すぎる。人、物、金が見積れ無のに実行は可能なのでしょうか。	C	本計画は個性あふれる秦野の景観を守り、育て、創り、活用し、次の世代へ伝えていくための総合的、計画的な指針として策定したものです。ふるさと秦野生活美観計画は本計画の考えを具現化するものとして、景観施策の推進のために必要な事項を定めています。この内容を踏まえ、第6章に示す市民・事業者・行政の協働の中で適切な景観形成に努めていきます。
27	第6章	市の各セクションがそれぞれの役割の中で、この計画を意識してより良い景観形成に努めてもらいたい。	B	本計画第6章景観まちづくりの実現化方策(2)行政の推進組織の連携に示すとおり、庁内連携に努めていきます。
28	第6章	景観の表彰は良い取組みだと思う。時代に合ったより良い取組みになるよう努めてもらいたい。	C	いただいたご意見を参考に、時代が変化する中で表彰のあり方について検討していきます。